

# 各地域づくり協議会からの意見聴取 結果概要

募集期間 平成30年9月3日（月）～12月5日（水）

意見件数 96件

## 1 意見概要

### （1）条例の内容に関するあり方を問う意見

- ・協議会に対する活動の制限と協働のあり方
- ・行政内における協働についての仕組み
- ・協議会に対する市の支援のあり方
- ・地域計画のあり方（内容の充実）
- ・協議会代表者会議のあり方

### （2）条例の内容を補足する意見

- ・文言の表現方法
- ・協議会の運営（住民の声の反映，規約の整備）
- ・協議会が行う事業における項目の整理

### （3）条例の内容に反対する意見

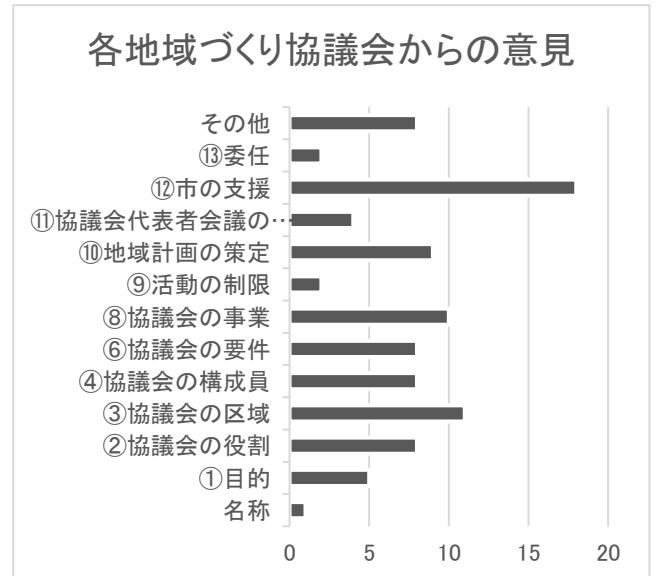
- ・自治会未加入者と自治会費の取扱い

### （4）地域づくりの取り組みについて

- ・協議会間の連携交流
- ・活動拠点の整備に関する意見
- ・小学校区への区域変更
- ・地域と市との今後の関わり方

### （5）その他の意見

- ・地域における人材育成
- ・自治会のあり方



## 2 意見に対する分析

市内各協議会及び設立準備委員会を中心に条例案要綱（案）に関する説明会を行ったところ、96件の意見が寄せられた。最も意見の多い項目は「⑫市の支援」の18件、ついで「③協議会の区域」の11件、「⑧協議会の事業」の10件、「⑩地域計画の策定」の9件、「②協議会の役割」「⑥協議会の要件」「④協議会の構成員」のそれぞれ8件だった。

この点を中心に、修正の検討及び意見としての扱いを考えた。

## (1) 修正を要する意見

協議会の区域については、小学校への区域整理に前向きなものの、実際の活動内容の整理に時間がかかることから推移を見ながらの見直しを求める意見や、行政のリーダーシップによる小学校区への整理を求める意見があった。したがって、協議会を構成する団体ごとの活動範囲を統一するには時間がかかる現状を考慮し、「重複不可」という記載を見直すものとした。

次に、協議会の要件のうち運営に関するものとしては、自治会構成員との違いに対する取り扱いの意見が多く見られ、協議会としての方針や活動に対する意思決定手段に関心が寄せられており、地域としての意思決定も含め、民主的な運営を担保する点を追記することとした。

また、協議会の事業に関して、項目を整理する意見も多数あり、地域として協議会が単独で取組むことが望ましい事業のほか、その他の地域と協働して取組むことが望ましい事業があるため整理が必要であるとの意見が寄せられた。したがって、地域の実情や主体性を生かした事業に取組むことができるよう、事業項目を整理した。

## (2) 今後の参考とする意見

全体的に、条例案要綱案にある各項目に補足する意見が多くを占めた。

意見として最も多いものは、市の支援についての内容であり、人的支援の今後のあり方や財政支援の具体的内容についての整理を求めるものだったが、条例を根拠として別に規定する予定であり、今後の整備に向けて意見として参考とするものとした。